

[事案 19-11] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

- ・平成 19 年 7 月 6 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 7 月 23 日 裁定終了

< 事案の概要 >

提示された設計書の内容とは異なる別の契約内容で契約させられたとして、契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

昭和 55 年に加入した保険(60 歳保険料払込終了の定期付終身保険)について、加入時に渡された設計書が 60 歳保険料払込終了のものではなく 65 歳払込終了の設計書であることが、保険料払込終了直前の平成 16 年になって初めて分かった。

また、保険料払込終了時に支払われる「ボーナス(配当買増保険金)」も設計書記載の金額に比べ、実際の受取額が極めて少ないことが判明した。

加入当時、営業担当者は「65 歳払込終了では定年後も支払いがあり、60 歳払済にしてもそんなに保険料は変わらない」と、言葉巧みに保険料払込終了年齢を 65 歳から 60 歳に変更させ、設計書と異なる別の契約内容で加入させられた。

当方としては、判断する資料は、配当金も含め設計書の記載内容が全てであるにもかかわらず、その設計書が別のものであった。配当金によるもので確定したものでないと言うが、「ボーナス」に魅力を感じ契約したのに、設計書自体が間違っていたことは、到底容認出来ない。

保険会社も設計書が間違っていたことを認めているのだから、契約を取り消して支払った保険料を、利息を付けて返還してほしい(当方もこれまで受け取った給付金等は返還する)。それが困難なら、65 歳まで保険料を支払うので提案された設計書(65 歳保険料払込終了)どおりの金額を支払ってほしい。

< 保険会社の主張 >

下記のとおり、申立人の(1)契約取消しと利息を付けた払込保険料の返還、(2)設計書記載どおりの「ボーナス」の支払い要求には応じられない。

(1) 契約取消しと利息を付けた払込保険料の返還について

当時の営業担当者(退職済)にも確認したが、30 年近く前のことでもあり当時の状況は判然としない。しかし、当該契約は、60 歳払込終了の終身保険の形態で、保険料や付加された入院特約も設計書の内容と相違する内容であり、当該設計書が当該契約に対応する設計書として使用されたものであるかどうかは不明であり、当該契約は当該設計書の内容にて契約をいただいていたので、契約取消しをすることは出来ない。

(2) 設計書記載どおりの金額の支払い要求について

当該設計書の「ボーナス」の金額欄には、当社の別商品を仮定して計算した配当金額に基づく金額が記載されていたことについてはお詫びしたいが、上記のとおり、当該設計書の内容にて契約いただいていたとは直接的に判断出来ないことから、当該設計書を根拠とした申立てには応じられない。

また、仮に当該設計書を根拠に加入を決断したとしても、設計書に「ボーナスお

よび特別配当金は、営業案内にも説明のとおり、今後変動することがあります。したがって、将来の支払額を約束するものではない旨記載されており、記載金額が「仮定として計算した配当金に基づく金額」とであると、理解いただけるものと判断している。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立書、答弁書等にもとづき審理したが、保険会社による配当金額の誤記載の事実を重視し、法律解釈を申立人に有利な方向で緩和し和解の斡旋を行ったが、申立人がこれを拒否した。そこで、裁定審査会では厳密な法律解釈に基づき以下のとおり判断した。

- (1) 設計書記載の配当金の金額は、契約の内容となるものではないから、契約者（申立人）は、その記載どおりの金額の支払いを請求する権利はない。
- (2) 民法95条の「錯誤」による法律行為の無効は、表意者において契約等の法律行為につき、重大な要素に錯誤がある場合にはこれを無効とするものであるが、本件では、下記のとおり、配当金額の誤記をもって要素の錯誤とすることは出来ない。したがって、契約の無効を理由に保険料の返還を求めることは出来ない。

65歳払込終了の設計書は確かに配当金の計算を誤っているが、実際に契約した60歳払込終了の設計書までも、計算を誤っているか否かは不明である。

仮に、申立人の主張するとおり、同設計書が作成されていなかったとした場合、60歳払込終了と65歳払込終了の契約では、支払保険料、運用期間等に大きな差があり、単純に比較して配当金の額を推測出来るものではないから、客観的に見れば、申立人において予想配当金の額の多寡が、本件契約をする動機形成の機序となっていることは外形上明らかではなく、当該契約をする動機として表示されているとは到底言えない。

よって、申立人の主張には理由がないので、生命保険相談所規程第40条により、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

【参考】 民法95条

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。